

令和2年7月9日
全員協議会資料

農村地区の光ファイバ整備について

(高度無線環境整備推進事業)

総務課

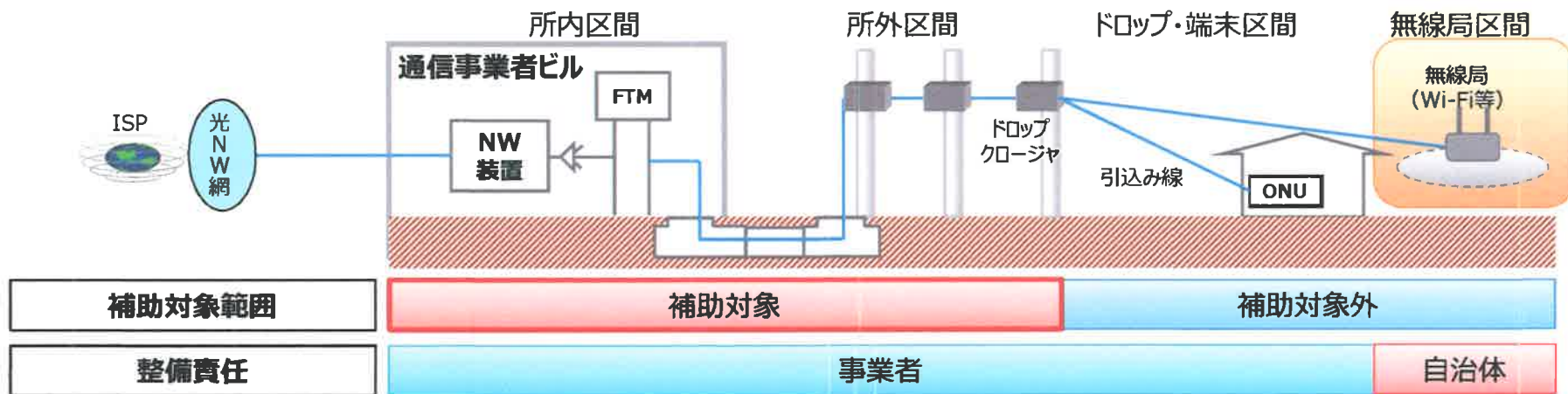
1 事業目的

本町における光ファイバ未整備地区である農村地域(御影市街地の一部地域を含む。)を対象に伝送設備を整備し、教育環境の向上やスマート農業の推進など将来の情報通信環境の高度化に寄与することを目的とする。

*** 高度無線環境整備推進事業 R2国庫予算584.6億円(累計)**

＜事業内容＞

5G・IOT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者による高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等の整備を行う。



2 費用負担(NTT東日本による民設民営方式)

| | | | |
|-----------------------|----------------------------|---------------------------------------|------------------------------|
| 光基盤整備総費用 11億円 | | | |
| ①補助対象となる総事業費 8億円 | | ②補助対象外費用 3億円 | |
| ③国庫補助 1/3 2.7億円 | ④清水町負担金 | | ⑤NTT投資 (見込み回線収入) 1.5億円 |
| | ④-1 | | |
| | コロナ臨時交付金 (補助分) 2.1億円 | 過疎債 3.2億円 | |
| | | ④-2 コロナ臨時 交付金 (単独分) 1.5億円 | |

＜町実質負担額 約1億円＞

| ①補助対象となる総事業費 | ②補助対象外費用 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 所内設備の投資費用 地下・架空ケーブルの投資費用 | <ul style="list-style-type: none"> 維持管理費等 事前設計費等 |

| |
|--|
| 無線局整備費用 |
| 無線局整備費用 補助対象外 |
| 利用者負担見込 初期工事費 1～2万円 利用料6,400円/月 |

3 事業実施条件

- ・通信設備の末端において無線局(Wi-fi等)を光ファイバのボリュームに応じて整備すること。(補助事業条件)
～利用家庭にWi-fiルーターの設置を推奨します。
- ・利用者420回線の確保(通信事業者条件)
- ・ブロードバンドサービスの継続利用に関する住民勧奨協力
(通信事業者要件)

4 事業実施方法

- ・通信事業者が事業主体となり光ファイバ設備を整備し、その後の維持管理を通信事業者の責任において行う。
- ・地方公共団体は、事業実施に伴う負担金を通信事業者に一括で支払いする。